表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)^{注1)}

大领	氘基準適用施設	報告施設数	うち、 ばいじ ん等未	ばいじ ん等の み報告 施設数	未報告施 休 止	設数 ^{注 2)} 	報告対象 施設数
		a	測定施 設数	b	С	d	a+b+c+d
焼結鉱供する	の製造の用に 焼結炉	26	-	1	3	2	31
製鋼用	電気炉	94	-	ı	14	8	116
亜鉛回 (焙焼 炉、溶	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	18	-	1	2	0	20
施設	ニウム合金製造 炉、溶解炉、乾	673	-	-	48	54	775
	4 t/h以上	908	22	2	71	63	1,044
廃 棄 物 焼	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1,344	45	2	79	100	1,525
焼 却 炉	2 t /h未満 ^{注3)}	6,234	227	20	1,313	1,486	9,053
	小計	8,486	294	24	1,463	1,649	11,622
合計		9,297	294	24	1,530	1,713	12,564

- 注1) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

大気	ī基準適用施設	報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の 供する焼)製造の用に き結炉	0	-	-	0
製鋼用電	氢気炉	0	-	-	0
亜鉛回収 (焙焼炒 炉、溶角	双施設 户、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	0	ı	1	0
施設	ウム合金製造	4	-	-	21
	4 t/h以上	4	0	1	11
廃 棄 物	2 t /h以上 ~ 4 t /h未満	4	0	0	24
焼 却 炉	2 t/h未満 ^{注2)}	72	7	2	484
	小計	80	7	3	519
合計		84	7	3	540

注1) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく 報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告 期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設に あっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎 を対象期間とした。

注2)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国) 注1)注2)注3)

1	(平成16年	<u> </u>	<u> </u>	<u> 3月31日)</u>
水質基準対象施設	報告 事業場数	未報告事業	≰ 場数 ^{注4)}	報告対象 事業場数
3321733332	a	休止b	未測定 c	a+b+c
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	35	0	0	35
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施 設	2	1	1	4
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
ジオキサジンバイルットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集 じん施設	19	0	1	20
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施 設及び湿式集じん施設	3	1	0	4
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん 施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を 排出するもの	334	22	33	389
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物 又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	0	1	5
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	209	2	6	217
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	23	3	2	28
合計	642	29	44	715

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が 到来した事業場を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等 の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日 を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ 年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設 に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない 事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成)6年	<u> </u>	<u>/年3月31日)</u>
水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設 及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス 洗浄施設	0	0
ジオオサジンパイルットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	2
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集 じん施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	9	21
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を 含む下水を処理するものに限る)	6	6
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水 の処理施設	0	0
合計	15	30

注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項 の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が 到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限に ついては、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出 書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (1) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱d	の製造の月	用に供す?	る焼結炉		製鋼用	電気炉				(父 種類		亜鉛回	収施設		,			
								+0.4-	+0.44-	焙炸	护	I+n #-	+0.4-	焼約	結炉	I+n #-	+0.4-	溶銀	広炉	I+D #-
	報告 施設数 (a)	未報告旅休止 (c)	未測定	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告放 休止 (c)	表測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施 休止 (c)	表測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告旅休止 (c)	未測定	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施休止 (c)		報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道	1			1	2	1		3												
青森県 岩手県					1			1					1			1	1			
宮城県 秋田県					2			2												
山形県																				
福島県茨城県	2			2	4	1		5	1			1								
栃木県	_			_	2	1		3												
群馬県 埼玉県					1 4		1	1 5												
千葉県 東京都	3			3	2		1	3												
神奈川県					1			1												
新潟県 富山県					1		4	<u>4</u> 1												
石川県 福井県																				
山梨県																				
長野県 岐阜県																				
静岡県					_			40												
愛知県 三重県	3			3	9	3		12	1			1								
滋賀県 京都府																				-
大阪府					4			4												
兵庫県 奈良県	1			1	1			1												
和歌山県 鳥取県																				
島根県					5	1		6												
岡山県 広島県	2			2																
山口県 徳島県					6	5		11												
香川県																				
愛媛県 高知県									2			2								
福岡県 佐賀県					1			- 1									1			
長崎県																				
熊本県 大分県					1			1												
宮崎県																				
鹿児島県 沖縄県					1			1												
札幌市 仙台市					1	1	1	1												
さいたま市																				
千葉市 横浜市	2			2																
川崎市 名古屋市	1			1	2			4 2												
京都市																				
大阪市 神戸市					11			11												
広島市 北九州市	2	1		3	3			3												
福岡市					_															
旭川市 秋田市																				
郡山市いわき市									1			1	1			1				
宇都宮市					1			1												
川越市 船橋市					1			1												
横須賀市 相模原市																				
新潟市					ļ.,	ļ.,														<u> </u>
富山市 金沢市					1	1		2												
長野市 岐阜市					1		1	2												
静岡市																				
浜松市 豊橋市					1			1												
岡崎市 豊田市																				
堺市					5			5												
高槻市 姫路市					5			5	1			1								L
奈良市 和歌山市	2			2	2			2				1								
岡山市	_			2								1								
倉敷市 福山市	3	2		4 5	6			6										1		<u> </u>
高松市					1			1												
松山市 高知市																				
長崎市 熊本市																				
大分市			2	2																
宮崎市 鹿児島市 合計									9	0	0	9	2	0						
	26	3	2	31	94	14	8	116							0	2	2	1	0	

- 53 -

表 - 5 (2) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

							収施設									・ミニウム	合金製造	施設		
	#D #-	溶剂	解炉	±0.4-	#D #-	乾	曼炉	±0.4-	#P #-	小 【主起生物	計	±₽.#-	±₽.#-	焙油生物	焼炉	±0.4-	#D #-	溶	解炉	±p #-
	施設数	未報告於	未測定	報告対象		未報告於 休止	未測定	報告 対象	報告 施設数		未測定	報告 対象	報告 施設数	未報告於 休止	未測定	報告対象	岩金製造 報告 施設数 (a)	木報告》 休止	未測定	報告対象
	(a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	(a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	(a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	(a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+d)	(a)	(c)	(d)	施設数 (a+c+c
北海道																	5			
青森県 岩手県									2			2					1			-
宮城県																	1	1		
秋田県 山形県																	4			-
福島県 茨城県									2			2	1		2	1	21 16	6	16	
栃木県									'			- 1					53	2		
群馬県 埼玉県													1			1	18	2	: 6	6 :
千葉県																	11			
東京都 神奈川県																				
新潟県 富山県																	8 42	1		
石川県																	1 14			
福井県 山梨県																	2		2	
長野県 岐阜県																	19	1		
静岡県													4			4	69	7	6	
愛知県 三重県	1			1					2			2	7			7	102 22	4 1	6	1
滋賀県 京都府																	12	1		
大阪府													2			2	9	4		5
兵庫県 奈良県													2			2	17	1	5	
和歌山県 鳥取県																				+-
島根県																	_			
岡山県 広島県																	3			
山口県 徳島県																	14	1		
香川県																	1			
愛媛県 高知県					1			1	3			3								-
福岡県 佐賀県					1			1	2			2					13		2	
長崎県																	1			
熊本県 大分県																	14	1		
宮崎県 鹿児島県																	1 2			-
沖縄県																	_			
札幌市 仙台市																				
<u>いたま市</u> 千葉市																				-
横浜市																	2			
川崎市 名古屋市																	19	1		
京都市 大阪市																	5	3		-
神戸市 広島市																	1			1
北九州市													1			1	4			
福岡市 旭川市																				-
秋田市																	1			1
郡山市 いわき市	2			2					4			4					1			
宇都宮市 川越市																	1			-
船橋市 横須賀市																	1			1
相模原市																				
新潟市 富山市																	1			-
金沢市長野市																				
岐阜市																				
静岡市 浜松市																	5	1		1
豊橋市																	5			
豊田市																	27	1	1	
堺市 高槻市	L	L			L	L		L								L	6			<u>t </u>
姫路市 奈良市									1			1								1
和歌山市									1			1								1
岡山市 倉敷市						1		1		2		2			1	1	8	2	!	
福山市						<u> </u>		<u> </u>								<u> </u>	1			
高松市 松山市																	1 2			
高知市 長崎市																				\vdash
熊本市																	_			
大分市 宮崎市																	2			
鹿児島市			1	1	I	1		I	11	1			1		1		2		1	. –

- 54 -

表 - 5 (3) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

// (施設種類別 - 都道府県・政令市別) 廃棄物焼却炉 アルミニウム合金製造施設 小 計 未報告施設数 休止 未測定 (c) (d) 4t/h以上 1じ 未報告施設数 等の 休止 未測定 8th (c) (d) 2t/h以上~4t/h未満 ばいじ 未報告施設数 ん等の 休止 未測 み報告 (c) (d) うちばん 等未測 定施設 数 うい等に おじた 別 に 数 ばいりのおりのおりのおります。 ん等の み報告 施設 未測定 (d) 対象 対象 施設数 (a+b+c+ 未測定 施設数 対象 施設数 対象 施設数 施設数 対象 施設数 施設数 (a+c+d) 施設数 (a+c+d) (a) (a) (a) (a+b+c+ (b) (b) 北海道 青森県宮城県 15 29 27 28 18 山福城木馬 京栃群 本葉京 東京 32 61 24 31 79 61 31 83 75 37 83 108 10 神奈川県新潟県富山県石川県福井県 27 24 27 29 58 16 15 42 43 6 10 15 届山長<u>岐静愛三滋京大丘</u> 开梨野阜岡知重賀都阪庫 県県県県県県県原府府県 39 58 54 43 28 94 27 48 116 14 37 兵庫県 奈良県 43 46 25 12 19 24 26 24 和歌山県島取県島根県 15 14 27 15 25 28 21 8 12 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 14 高知県福岡県佐賀県 14 37 14 14 19 27 長崎県 19 熊本県 大分県 宮崎県 15 13 17 鹿児島県 沖縄県 札幌市 25 28 仙台市 千葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 19 20 大阪市 神戸市 28 18 30 18 北九州市 福岡市 旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 13 宇都宮市川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 新潟市 富山市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊橋市 高槻市 姫路市 奈良市 和歌山市 福 高松 高 長 熊 太 大分市 宮崎市

- 55 -

1344

45

79

 鹿児島市
 2
 2
 5

 合計
 49
 7
 2
 58
 673
 48
 54
 775
 908
 22
 2
 71
 63
 1044

 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	设数	うちば いじん 等未測	ばいじ	_ ~ 2t / /h 元 未報告が 休止 (c) 15 2 9 11 4 2 10 10 10 11 10 11 11 11 11 11	ibb数 未測定 (d) 15 3 5 3 3 9 7	38 40 33 48 29 65 98 57	報告 施設数 (a) 58 58 66 49 16 61 17 116 57	う い 等 た 数 2 2 1 3		~ 200kg/h 未報告施 休止 (c) 12 12 8	設数 未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	50kg うちば いじん 等未測 定施設 数		- 100kg/h 未報告旅 休止 (c)		報告 対象 施設数 (a+b+c
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	36 28 32 44 427 55 83 49 91 73 26 33 38 17 25 55 34 24 24 78 83 100 55 55 93 100 52 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	1 1 20 1 1 2 2 5 5 3 3 2 4 1 1	1	2 9 9 1 1 4 4 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 7 7 3 3	5 3 3 3 9 7	38 40 33 48 29 65 98 57	58 66 49 16 61 17	2 2 1 3	1	12		80	10					d)
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	28 32 44 47 27 55 55 83 49 91 73 26 33 33 88 24 24 78 93 100 55 55 34 24 40 78 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	1 1 20 1 1 2 2 5 5 3 3 2 4 1 1	1	99 11 44 22 100 100 55 77 111 100 111 77	5 3 3 9 7	40 33 48 29 65 98 57 58	66 49 16 61 17	2 1 2 3	1			74	10			3		
県県 4.4 2.5 5.5 5.5 8.8 8.8 9.9 9.5 5.5 9.5 9.5 9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	44 27 55 83 49 91 73 26 33 38 17 25 55 93 100 52 40 40 40 42	20 1 1 2 2 5 5 3 3 2 4 1	1	4 2 10 10 5 7 11 10 11 7	5 3 3 9 7	48 29 65 98 57 58	16 61 17 116	1 3	1		3	77	15	1	1	2		
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	55 83 49 91 73 26 33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40 30	20 1 1 2 2 5 5 3 3 2 4 1	1	10 10 5 7 11 10 11 7	5 3 3 9 7	65 98 57 58	17 116			8	7	65 18	4			2		
 県県県 44 45 46 46 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 46 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 44 45 46 46 47 48 49 40 <l< td=""><td>83 49 48 91 73 26 33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40</td><td>1 1 2 2 5 3 3 2 4 1</td><td>1</td><td>5 7 11 10 11 7 3</td><td>3 3 9 7</td><td>98 57 58</td><td></td><td></td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td></td><td>14 19</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>!</td></l<>	83 49 48 91 73 26 33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40	1 1 2 2 5 3 3 2 4 1	1	5 7 11 10 11 7 3	3 3 9 7	98 57 58			1	4	6		14 19			1	2	!
県	48 91 73 26 33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40 30 42	2 5 3 2 4 1	1	7 11 10 11 7 3	3 9 7	58				23 16	57 28	196 101	23 12			4)
県都川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	73 26 33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40 30	2 5 3 2 4 1	1	10 11 7 3	7		42			4	6	52	24			4	3	1
県	33 38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40 30 42	2 4 1	1	7	40	112 90	29 70			19 55	7 54		53 27	5 1		5 12		
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	38 17 25 34 24 78 55 93 100 52 40 30 42	2 4 1	1	3			38 28			10 11	15 17		28 13			13 5		
県	25 34 24 78 55 93 100 52 40 30	1			31	73	52	6		4		89	22	1	1	1		i
県県 2.4 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	24 78 55 93 100 52 40 30 42	1		1	2	28	41			8	8	57	3			1	5	
県県	55 93 100 52 40 30 42			7	3	38 31	39 25			6 5	13	58 33	12 6			3		-
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	93 100 52 40 30 42			15 11	3	93 69	72 81			5 19	12	77 112	22 38			1 9		
県県	52 40 30 42	3		19	12	124	99		1	13	26	139	31			8	14	
府府	30 42			15 5	10		90 45	4		10 10	38	93	30 15	5		5 2	10	
府県県 44 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64	42	1		8		53 34	33 38		<u> </u>	18 9	13		14 8			4		\vdash
県 44 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	04	1		13		55	23	1		6	4	33	15				3	
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	41	1		14	8	52	81 28	2		27	26 45	96	29 9	1		10 5	6	i
県県 4.4 5.5 5.5 4.4 5.5 5.5 5.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5	31 32	1		1 2		43 39	22 32			13	12 14		2 8			19	1	_
県	31 42	3	1	5 5		40 48	25 47			4	3	32 52	3 11			2		
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	51	2	2	6	4	63	59	9	1	11	12	83	9	1			5	
県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	41			14 9	1	66 51	61 63			6 8	1 21	92	27 21	1		5 1		
	30 54	4		3		38 58	40 48			7 15	23		12 12			6		
 1 30 6 6 6 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	16	1		18	3	37	30	3		6	25	61	8	1		2	8	
 長	38	1		10	1	49		1		16 3		49	10 6			1	2	!
 ・ 33:3 ・ 34:3 ・ 35:4 ・ 36:5 ・ 4:5 ・ 5:5 ・ 5:5 ・ 5:5 ・ 6:5 ・ 7:5 ・ 7:5	65 38	6		9		77 47	24 29			7	8		9			1 4		
現 3:3 3:4 3:5 5:5 5:5 5:5 5:5 5:5 5:5 5:5 5:5 5:5	18	3		2			16 35	1		3	7	19	6	2			1	
京市 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	33		1	1	7	42	44	. 2	1	3	15	63	10	2		1	5	
市市	26 4		2	11	2	4	17		1	6	2	5	3			2	1	
i	5 3	1				5	10			1		10	4		1			
5	5 8	·		13	2	9 22	9			3	1	13	5			20	2 5	
5	14				-	14	2					2	4			1	4	
5 3 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	3 5			7	1 4	5 16	16 7			11	5	25 20	7 5			15	1	
5 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	10 4			7		17	5 10			1	1	7 13	5			3		
5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	32			2		41	12			2		19						
ち	4			3	1	21 5				1	1	10 8						
ち 市 市	1 5			2		7	3		-		1	3				-	 	<u> </u>
(市	7			1	1	2 7	6			1	1	8	4 2			3		
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	4			1	1	6	2				,	2	2	1				
程 京 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	2	1				2	3				4	7	3					
市市市 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1	1		1	10	13	2	1	-	1	2	3	1 5			<u> </u>	1	
市 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	11 5			1	4	15	8 10			2	10	-	7			3	4	
市 4 市 14 市 8 市 9 市 9 市 4	6			1		7	6			1		9	6			1		
市 14 市 8 市 9 市 9 市 6	10 4			4		14 6	6 7			2	1	9	3			2		
市 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14 8			3		17 10	25 15			2			11 2			1		
市 5 市	5					5	7					7	1			<u> </u>		
市 :	9			1		11 5	2			1	1	11 3	5 3			1		
	4			1	4	10	3 5			3	7	13 5	10				 	
	4 5 2			1	1	6				2	5 2	18	4			1		
h市 9	5 2 5			5		14	7			9	7	23	3			8		
市 14	5 2 5 2 9	1	2	3		21	15 4			2	1	7	4			1	\vdash	上 一
市 10	5 2 5 2 9 24 14			3		13 7	33 7			2	1	36 7	6				-	
市 10	5 2 5 2 9 24 14	1		_		10	18			l .		18					1	L
市 (5 2 5 2 9 24 14 10 7			1		7	6			5		17 11	1			3	1	
市	5 2 5 2 9 24 14 10 7 10 1 6			1	1 10	7 20	7	1		2	1 4	10 7	1			2	1 2	\vdash
市 市 10	5 2 5 2 9 24 14 10 7 10	1 3			.0	11	4				,	4	2					

- 56 -

Ţ						廃棄物	別焼却炉				(1101	~ I = //	別 - 都	~113	合	計	/	
	報告	うちば	g/h未満 ばいじ	(0.5m ² 以 未報告於		報告	報告	うちば	小ばいじ	計 未報告別	施設数	報告	報告	うちば	ばいじ	未報告旅	設数	報告
	(a)	いじん 等未測 定施設 数	ん等の み報告 施設数 (b)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+b+c+ d)	施設数 (a)	いじん 等未測 定施設 数	ん等の み報告 施設数 (b)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+b+c+ d)	施設数 (a)	いじん 等未測 定施設 数	ん等の み報告 施設数 (b)	休止 (c)	未測定 (d)	対象 施設数 (a+b+ d)
7	11 14			2	1	11 17		3		33 19				3		34 19		2
F	4				1	5	145 121	2	1	19 11	10	175		2	_	19 12	10	
ļ	3				·	3	83	2		6		89	83	2		6		
t	7					7	131	1	1	15	6	153	157	1	1	21	6	
+	13 8			2	4	18 10				44 39				45		45 43	100 39	
ļ	14 8			6	1	15 18		7	1	15 46				7	1	15 48	13 42	- 2
ļ	13 19	1		1 7	5		292			84 54	82	458	308	8		85 54	82 88	4
ţ	5	1		3	5	13	130	10		27	43	200	131	10		27	43	:
t	12 3	1			14	26 3	101		4	5				13	4	8		
ł	4			4		8	79 105	12		10 16		109 142				10 16	19 21	-
ļ	6					6		1		17	3		88	1		17	6	
İ	9			4	1	14	212	1		49	30	291	214	1		50	30	:
t	12 14			3 5	5	20 19		3	1	49 41				3	1	57 51	70 2	
ł	9 11	2	2	3	3	15 12				24 30						25 31	71 21	
ţ				_	'		95			18	3	116	99			18	3	
1	12 12	1		5	2	14 19	255	4		28 57	57	369	276	4		33 57	7 62	
\pm	1		L	11	2	3 16				34 44					L	35 44	60 30	
Ŧ	2				1	3 8	86		1	2			86	2		2 10		
1	10			1	7	11	130			12	2	144	133		·	12	2	
1	16 8			4	2	20 12		18 1	3	26 33	1	221	207	18	3	26 39	27 1	
+	4 6	1		1	1	5 8		1		22						22 21	22 15	
1	10 1			2	4	16	152	11		24	45	221	155	11		24 26	45 43	
1	8				17	25	143	13	1	26 29	181	354	160	13	1	29	183	
t	4 5			1	1	6 7	101 127	2		17 16						17 16	16 12	
Ŧ	5 2	1		4	5	14	108 55			21 7						22 7	20 4	
ļ	5					-	92			4	11		93			4	11 27	
1	2			2		4	73	5		21	15	112	74		_	21	15	
ł	3					1	30		1	6	3	33			1	7	1	
Ŧ	2			1 2		3	21			7		23				7	14	
ļ				6	1	7	54			52	9	115	57			52	9	
l	4 8			1	2	11				6	12		70			7	4 12	
t							29 52			37 14						40 14		
1	3			1		1	37 62			9		46 80	0,			9		
1	2					2	49			6	2	57	59			7	2	
	1				1	2	26 8			1	2	30	8			1	2	
+	1					1	15 16			6		17				6		
1	1	4				1	31 17	1		3	4	35	36	1		3	4	
‡	1					1	17	1				17	18	1				
1	5	5	i			5	16	9		2		19	17	9		2	4	
╁	1		L		1	2	17		L	1 5					L	1 5	14 22	
Ŧ	1					1	19 26			1		20	23			2		
1							21			8	1	30	21			8	1	
1	1 4			1		8				8	21		66			8		
+			1	1	1	2	35 19			8	12	55 19			1	9	12	
Ŧ	2					2	29			4		34	30			4 5		
‡	1			1		2	29			5		45	41			5		
1	2					2	14 34			3			40			3		
╀	1			6		7	12			10 28						10 28	7	
1	1 2			ļ Š		1	51 34	7	2	4	. 5		51	7	2	4	5	
1	2						57			7		65	60			9		
_							17 36	1	L	L	1	17 37	38	1			1	L
7				1		1	20 17			4 11		27 28	20			4 11		
‡	1				_	1	19	2	1	3	3	25	19	2		3	3	
\pm	1	1			2	1	25 10			2	18	45	10			2	20	
1	392	23	B 0	105	113	610	32 8486		24	1463	1649	34 11622			i	1530	1713	12

表 - 6 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	1		7	'ルミニウム	合金製造施	<u>(</u>	・施設を	重類別 -	都連州	寸宗・ ^{廃棄:}	物焼却炉	1別)
	焙炸	尭炉	溶解	解炉	乾灼	桑炉	小	計		4t,	/h以上	
	報告施設 数	報告期限 到来前に	報告施設 数	報告期限 到来前に	報告施設 数	報告期限 到来前に	報告施設 数	報告期限 到来前に	報告 施設数	うちば いじん	ばいじ ん等の	報告期限 到来前に
		廃止届出		廃止届出		廃止届出		廃止届出		等未測 定施設	み報告	廃止届出
		がなされ た施設数		がなされ た施設数		がなされ た施設数		がなされ た施設数			施設数	がなされ た施設数
北海道												
青森県 岩手県												
宮城県 秋田県												
山形県												
福島県 茨城県												
栃木県												
群馬県 埼玉県				1				1				
千葉県												
東京都神奈川県												1
新潟県 富山県				1				1				
石川県												
福井県 山梨県				1				1				
長野県						1		1				
岐阜県 静岡県				1 2				1 2				
愛知県				2				2				
三重県 滋賀県												<u> </u>
京都府				2				2				
大阪府 兵庫県									3		1	3
奈良県 和歌山県												
鳥取県												
島根県 岡山県												1
広島県												
山口県 徳島県												
香川県												
愛媛県 高知県												
福岡県 佐賀県				2				2				
長崎県												
<u>熊本県</u> 大分県												3
宮崎県												
鹿児島県 沖縄県												
札幌市												
仙台市 さいたま市												
千葉市 横浜市												
川崎市			2	4			2	4				
名古屋市 京都市									1			2
大阪市												1
神戸市 広島市												
北九州市				1				1				
福岡市 旭川市												
秋田市 郡山市												
いわき市												
宇都宮市												-
船橋市												
横須賀市 相模原市												
新潟市 富山市								1				
金沢市						1		1				
長野市 岐阜市												
静岡市												
浜松市 豊橋市												
岡崎市												
豊田市 堺市			2	2			2	2				
高槻市												
姫路市 奈良市												
和歌山市												
回山市 倉敷市												
福山市												
高松市 松山市												
高知市 長崎市												
熊本市												
大分市 宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	4	19	0	2	4	21	4	0	1	1.

表 -6(2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別) ^{廃棄物焼却炉} | 200kg/h以上 - 21/h未満 | 報告 | うちば | ばいじ 報告期限 | いじん | 6等末別 | 定施設 | 施設数 | 放む | 放む | た施設数 | 放む | た施設数 | | 2t/h以上~4t/h未満 | 報告 | うちば | ばいじ | 報告期限 | いじん | ん等の | 到来前に | 廃止届出 | 廃止届出 | 廃止届出 | 放数 | 数 | かなされ | た施設数 100kg/h以上 報告 うちば 施設数 いじん 等未測 定施設 数 - ~ 200kg/h未満 ばいじ 報告期限 ん等の 到来前に み報告 廃止届出 施設数 がなされ た施設数 50kg/h以上 -報告 うちば いじん 施設数 いじん 等未測 定施設 数 | ばいじ 報告期限 ん等の 到来前に み報告 廃止届出 施設数 がなされ た施設数 北海道県岩山海道県県県県県県県県県県 山福城木馬 京栃群 本葉京 東京 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 届山長岐静愛三滋京大丘 門果県県県県県県 県原県県県県 県府府県 兵庫県奈良県 和歌山県島取県島根県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 16 高知県福岡県佐賀県 長熊大宮 原果県 原果県 原 東県県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 市 土 ・ 他台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市 旭川市 秋田市 郡山市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 新潟市 富山市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊橋市 高槻市 姫路市 奈良市 和歌山市

210

鹿児島市 合計

24

4

0

79

表 - 6 (3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

				廃棄物	焼却炉					合	計	
	50	kg/h未満	(0.5m²l)	(上)		月						
	報告 施設数	うい等に が りました りまた りまた りまた りまた りまた りまた りまた りまた りまた りま	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限	報告 施設数	うい等定数 に表施数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来止はさい がない た施設	報告 施設数	うい等に おり りまれ りまれ りまれ りまれ りまれ りまれ りまれ りまれ りまれ りま	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来止はさい がない た施設数
北海道		~		2	1			15	1	~~		15
青森県				2				9				9
岩手県 宮城県				1	1	1		7	1	1		7
秋田県												
山形県					7	1		7	7	1		7
福島県 茨城県				5				10				10
栃木県					2			5	2			5
群馬県								6				7
埼玉県 千葉県				1 2	1			13 23	1			13 23
東京都				1	2		1	14	2		1	14
神奈川県	1			1	2			5	2			5
新潟県 富山県					1			<u>8</u> 5				9 5
石川県								2				2
福井県 山梨県				1				9				10 8
長野県				1	2	2		8	2	2		9
岐阜県				3	1			15	1			16
静岡県 愛知県				1	1			14 13	1			16 15
三重県	1			3	2			19	2			19
滋賀県				4	3			19				19
京都府 大阪府					2			2	2			2 10
兵庫県				3	5		1	18	5		1	18
奈良県												
和歌山県 鳥取県				2	2			8				8
島根県				1				6				6
岡山県				1				3				3
広島県 山口県	1			1 2	2			7	2			7 6
徳島県	1			2	6	1		29	6	1		29
香川県				1	2			4	2			4
愛媛県 高知県				1 4	1	1		13 11	1	1		13 11
福岡県	1			4	1		1	37	1		1	39
佐賀県					5			11	5			11
長崎県 熊本県				1	-			9	-			9
大分県				1	1			9	1			9
宮崎県												
<u>鹿児島県</u> 沖縄県								3				3
札幌市				1				2				2
仙台市								1				1
さいたま市 千葉市				1				1				1
横浜市					2			8	2			8
川崎市				1				3	2			7
名古屋市 京都市				1	1			4 18	1			4 18
大阪市								1				1
神戸市								3				3
広島市 北九州市					1			2	1			2 2
福岡市					<u> </u>			2	<u> </u>			2
旭川市								3				3
秋田市 郡山市					-			2	-			2
いわき市						1		1		1		1
宇都宮市												
川越市 船橋市	-				 			1	 			1
横須賀市	L											
相模原市					2			2	2			2
新潟市 富山市				-1	1			1 4	1			1 5
金沢市	L			<u> </u>				1				1
長野市								2				2
岐阜市 静岡市					1			3	1			3
浜松市	1											
豊橋市												
<u>岡崎市</u> 豊田市	1			1	1			1	3			3
堺市	1			1	7			8	7			8
高槻市												
姫路市 奈良市					4			4	4			4
和歌山市												
岡山市				1	1			5	1			5
<u>倉敷市</u> 福山市				1				4				4
高松市					2			2	2			2
松山市												
高知市 長崎市	1				-			1	-			1
長崎市 熊本市				1				1				1
大分市				,				1				1
宮崎市 鹿児島市												
一度児島市 合計	7	0	0	65	80	7	3	519	84	7	3	540
p ál	/	0	. 0	05	00	. /	. 3	519	04	/	. 3	540

	亜硫	酸パルプ((クラフトパルプ (サルファイトパル 供する塩素	プ)の	カーパ・イト・)製造の用 洗浄施設	に供する	アルミ	・繊維の製 廃がス決	造の用に(先浄施設	共する			-の製造の どエチレン洗浄	
_	塩	表報告事	による漂白	施設	却生			却生社会	却生	未報告事		却生社会		未報告事		
Į.	事業場数 a)	休止 (b)	未測定 (c)	(a+b+c)	事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	未場放 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	事業場数		未测定 (c)	型報告対象 事業場数 (a+b+c)	事業場数	木取古争 休止 (b)	未 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
ļ	6 1			1 1												<u> </u>
	2			2												+
I																
l																
					1			1	1			1				+
									1			1				1
ļ	1			1			1	1								1
									1			1				
l	6			6												
ļ	1			1									1			+
ļ						1		1								1
Ŧ	1			1									1			1
ł	1			1												
l	1			1												
ļ	3			1									2			
ļ	1			1												
t																+
Ī																†
l	1			1												
ł	<u>1</u>			1												-
																1
ŀ					1			1								
l																
ł																
t																
ļ	1			1 1												_
Ť																
ł																
t																
1	1			1												-
ļ																+
ļ																+
l																
ł																
t																1
†																1
ļ												+	1			‡
ŧ								1				1				1
l																
Ŧ																
ŧ																1
÷	35		0 (成17年3	35	2	1	1	4	2	. (1	0 2	5) (0

表 - 7 (2) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		縮施設、シ	造の用に供加へもサン分割 カロヘキサン分割 先浄施設			ン又はジケエ る水洗施設			4 製造	の用に供す	水素ナトリウムルするろ過施廃ガス洗浄	の 設、	シ 材サシ ニトロ化記 分離施 還元記	ンパイルットの 野導体分離 設、これ化 秀導体洗浄 大洗浄施設	施設、選え 誘導体洗済 施設、ジス	元誘導体 争施設、 オキサジン
	報告事業場数		未測定		事業場数		未測定		事業場数		未測定		事業場数		未測定	報告対象 事業場数
北海道	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)
青森県 岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県												1				
福島県 茨城県									'			'				
栃木県 群馬県																
埼玉県 千葉県																
東京都																
神奈川県 新潟県																
富山県 石川県																
福井県																
山梨県 長野県																
岐阜県 静岡県									1			1				
愛知県	1			1												
滋賀県																
京都府 大阪府																
兵庫県																
奈良県 和歌山県																
鳥取県 島根県																
岡山県 広島県																
山口県																
徳島県 香川県																
愛媛県 高知県													1			1
福岡県																
佐賀県 長崎県																
熊本県 大分県																
宮崎県鹿児島県																
沖縄県																
札幌市 仙台市																
さいたま市 千葉市																
横浜市																
川崎市 名古屋市	1			1												
京都市 大阪市																
神戸市																
広島市 北九州市																
福岡市 旭川市																
秋田市																
郡山市 いわき市					1			1								
宇都宮市 川越市																-
船橋市 横須賀市																
相模原市																
新潟市 富山市																
金沢市長野市																
岐阜市																
静岡市 浜松市																
豊橋市 岡崎市																
豊田市																
堺市 高槻市																
姫路市 奈良市	-														-	
和歌山市																
岡山市 倉敷市																
福山市 高松市																
松山市																
高知市 長崎市																
熊本市 大分市																
宮崎市																
合計	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1 1

- 62 -

表 - 7 (3) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルニウム又はその合金の製造の用に供す る焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設				亜鉛の回収の用に供する精製施設、			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの				廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設				
	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)		報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	未測定	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	未測定	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	\a)	(D)	(6)	(atuto)	\a)	(0)	(6)	(a+D+C)	6	(u)	(c) 1	(a+b+c)	(a) 1	(U)	(c)	(ατύτυ)
青森県 岩手県									3			3				
宮城県									1			1				
秋田県																
山形県									2	1		3				
福島県 茨城県									9	1 5		11 21				
栃木県	2			2					1	1	1	3				
群馬県									8			8				
埼玉県 千葉県									9 19		1	10 20				
東京都									4			4				
神奈川県									3	1		4				
新潟県									5		9	15				
富山県 石川県	6			6					5 2			5				
福井県	1			1					8			8				
山梨県									1			1				
長野県 岐阜県									11	2		13				
静岡県	4			4					30	3		35				
愛知県									17			17				
三重県									6		2	9				
滋賀県 京都府	1	 	1	1		 	1	1	3			3	 	 	1	
大阪府									14	3		17				
兵庫県	1			1					11		1	12				
奈良県			1					1	1 2			1 2			1	
和歌山県 鳥取県				1	1		1	1	1	1		1				1
島根県																
岡山県																
広島県 山口県	1			1					13			13				
徳島県				<u> </u>					8			8				
香川県									3			3				
愛媛県	1			1	1			1	7			7				
高知県 福岡県					1			1	3		2	5				
佐賀県									2	1		3				
長崎県																
熊本県 大分県			1	1					1			1				
宮崎県									2			2				
鹿児島県									_			_				
沖縄県																
札幌市 仙台市									1			1				
いたま市									4			4				
千葉市									4			4	1			
横浜市	1			1					11			11	1			
川崎市 名古屋市	1			1					14			16 3	1			-
京都市									1			1				
大阪市									1			1				
神戸市 広島市									1 2			1 2				
北九州市									3			3				
福岡市									Ů							
旭川市				l —				1								
秋田市 郡山市								1	3			3				-
<u>₩Ш巾</u> ハわき市					1			1	6			6				
宇都宮市									1			1				
川越市								1	2			2				<u> </u>
船橋市 黄須賀市		-				-			-			-	-	-		
目模原市																
新潟市	_		_	L				\perp	1		1	2			L	
富山市 金沢市		-		<u> </u>	-	-		1	2	-		2	-	-		1
長野市					 			 	1	 		1				
岐阜市																
静岡市			1				1		6	1		7			1	
浜松市 豊橋市								1	2			2				-
豊橋巾 岡崎市				1				1	2			2				
豊田市																
堺市		ļ		<u> </u>					1			1				
高槻市 姫路市		-	-	 	-				3	-		,		-		-
奈良市					1			1	3	1		3				
和歌山市									1		1	2				
岡山市				<u> </u>		ļ .		 	3			3				ļ
倉敷市 福山市						1		1	6			6				
高松市																
松山市									1			1				
高知市				<u> </u>				-	ļ			ļ			-	ļ
長崎市 熊本市								1	1			1				
大分市				1				1	2			2				
宮崎市																
鹿児島市 合計	,-		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	1					<u> </u>			<u> </u>
	19	() 1	20	3	1	1 () 4	334		33 報告等の1	389	4	0) 1	1

- 63 -

表 - 7 (4) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
_____(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

									לם שונו	(1主大只刀)	카네 - [利用
	下水道終末処理施設				水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	型報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事 休止 (b)	業場数 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道 青森県	6		(0)	6	\-/	.~/		(2.2.0)	19	,~,	1	20
岩手県	1			1					6			6
宮城県 秋田県	1			1	1			1	1			1
山形県 福島県	1			1					3 10	1	1	12
茨城県	4			4					11	5	9	25
析木県 群馬県	3			2 4		2		2	5 12	3		13
埼玉県	10			10					19		1	20
千葉県 東京都	3 20			21	4			4	27 24	1	1	29 25
神奈川県	11			11	,			2 5	14 8	1	10	15
新潟県 富山県	3			3	3			2 5	15	1	12	21 15
石川県 福井県	1			1					10			10
山梨県	1			1					2			2
長野県 岐阜県	3			3				+	3 15	2		3 17
静岡県	1			1 2					42	3	3	48
愛知県 三重県	7			1 2	1			1 1	27 10	1	3	27 14
滋賀県	2			2	<u>'</u>				6		J	6
京都府 大阪府	2 16			16				+	5 30	1		33
兵庫県	10			10					24		1	25
奈良県 和歌山県	1			1				+	2			2
鳥取県	4			4					6			6
島根県 岡山県	1			1				\pm	1			1
広島県 山口県	2			2	1			-	6 20			6 20
徳島県								1	9			9
香川県 愛媛県									3 11			3 11
高知県												
福岡県 佐賀県					1			1	5 2	1	2	7
長崎県	2			2					2	'		2
熊本県 大分県									2		1	3
宮崎県	1			1					4			4
鹿児島県 沖縄県					1			1	1			1
札幌市	3			3					3			3
仙台市 さいたま市	2			2					3 4			3
千葉市	2			2	1			1	8 22			22
横浜市 川崎市	6			6 2	2				17		2	19
名古屋市 京都市	6			4 4					11		4	11 5
大阪市	9			9					10		4	10
神戸市 広島市	5 5			5 5					6 7			7
北九州市	3			3					6			6
福岡市 旭川市	3			3				+	3 2			3
秋田市	1			1					5			5
<u>郡山市</u> いわき市	1			1		1		1 1	9	1		9
宇都宮市				1	1			1	2			2
<u>川越市</u> 船橋市				-				+	2			2
横須賀市	2			2					2			2
相模原市 新潟市	1			1				上	3		1	4
富山市 金沢市	1			1	1			1	4			4
長野市	3			3					4			4
岐阜市 静岡市	2 5			2 5					2 11	1		12
浜松市	2			2					4	1		4
豊橋市 岡崎市	1			1				+	3			3
豊田市												
堺市 高槻市	1			2				+	<u>3</u>			3
姫路市	2			2					5			5
奈良市 和歌山市	2			2	1			1	4		1	5
岡山市	1			1	<u>'</u>				4		·	4
倉敷市 福山市	1			1 1				+	3	1		3
高松市	1			1					1			1
松山市 高知市	1			1	1			1	1 2			1 2
長崎市					1			1	2			2
熊本市 大分市	2			2	2			2	3			3
宮崎市	1			1					1			1
鹿児島市	1		1	1	I	1	1		1	Ī	1	1 1

- 64 -

表 - 8

報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別) アルニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設 下水道終末処理施設 合 計 報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数 報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数 報告事業場数 **设**告事業場数 報告事業場数 報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数 報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数 報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数 報告事業場数 報告事業場数 北青岩宮城田等山山福茨城田縣県県県県県県県県県県県県

豐田市 男田市 原根市 高槻路市 奈良山市 和歌山市 画敷市		1	1	1					1	1
豊田市 堺市 高槻市 姫路市 奈良市 和歌山市		1	1	1					1	1
豊田市 堺市 高槻市 姫路市 奈良市		1		2						3
豊田市 堺市 高槻市 姫路市		1		2						3
豊田市 堺市 高槻市		1	'	2						3
豊田市				-						
			1	1					1	1
豊橋市 岡崎市	1									
浜松市 豊橋市										
岐阜市 静岡市	<u> </u>		<u></u>			<u> </u>				
長野市										
金沢市			1	1					1	1
新潟市 富山市	 			1						1
相模原市										
船橋市 横須賀市	+									
川越市					-	-				
いわき市 宇都宮市										
郡山市							-			
秋田市										
福岡市 旭川市 秋田市	 									
北九州市										
神戸市 広島市	+									
大阪市神戸市										
名古屋市 京都市	 									
川崎市				1		1	-			2
千葉市 横浜市			2	1 2					2	2
さいたま市	 			4						1
仙台市										
沖縄県 札幌市	-									
鹿児島県										
大分県宮崎県	-									
熊本県										
佐賀県 長崎県 熊本県	-									
高知県福岡県										
愛媛県 高知県	-									
香川県										
山口県 徳島県	-									
広島県										
島根県	1			2						2
鳥取県			_	_					_	
奈良県 和歌山県			2	2					2	2
兵庫県 空自旧										
大阪府兵庫県			1	1			1	1	2	2
滋賀県 京都府	-			1						1
三重県		1								1
静岡県 愛知県	1			1						1
岐阜県										
山梨県 長野県	+									
福井県				1						1
富山県 石川県	+									
新潟県				·			,	J	Ů	Ů
東京都神奈川県	+		1	1			5	5	6	6
千葉県										
栃木県 群馬県 埼玉県										
#¥ E				1						1

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,331	56
文書指導件数	1,693	70
その他	2	0

注)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から 一部再掲。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

	措置状況	大気関係	水質関係
基準	超過件数	68	0
	口頭指導件数	14	0
	文書指導件数	34	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	7	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	5	0
	その他	4	0

注)表 - 3排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成16年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成16年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 10 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(都道府県・政令市別)

			大気基準適用施設				適用事業場	
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	13	14	助文		1		th 4	
青森県 岩手県	27 10	2 8		1				
宮城県	6	0		1				
秋田県	20	1						
<u>山形県</u> 福島県	25 18	14			3	3		
茨城県 栃木県	17 27	24				1		
群馬県	16	32 8				2		
埼玉県	63	2				1		
千葉県 東京都	12	166 16				1		
神奈川県	15	05			2	4		
新潟県 富山県	19 13	85 74				9		
石川県	44	22				4		
福井県 山梨県	13 14	22				1		
長野県	16	1						
岐阜県 静岡県	34 81	9 26			3	4		
愛知県	152	1						
三重県 滋賀県	30 18	23 18			1			
京都府								
大阪府 兵庫県	82 31	82 23			27	27		
奈良県	60	24						
和歌山県 鳥取県	10 33	1 20			4			
島根県	10				7			
岡山県 広島県	5 26	15				1		
山口県	3							
徳島県 香川県	37 12	171 61						
愛媛県	22	1						
高知県 福岡県	108	85 168			3	1		
佐賀県	18	100			1	'		
長崎県 熊本県	25 15	3						
大分県	3	3		1				
宮崎県 鹿児島県	6	138						
沖縄県	16	36						
札幌市	5 2	1						
仙台市 さいたま市	2							
千葉市 横浜市	6	38				3		
川崎市	0							
名古屋市 京都市	3	10						
大阪市	3	1						
神戸市								
広島市 北九州市	12							
福岡市	_	24				4		
旭川市 秋田市	2							
郡山市	2							
いわき市 宇都宮市	3 2	3						
川越市		1						
船橋市 横須賀市	4							
相模原市								
新潟市 富山市	16 7	22 14			<u>5</u>	7		
金沢市	4							
長野市 岐阜市	<u>3</u>				2	2		
静岡市		35						
浜松市 豊橋市	4	4						
岡崎市	1	1						
豊田市 堺市	1							
高槻市								
姫路市 奈良市	6	6 4						
和歌山市		39						
岡山市 倉敷市	1	79 1						
福山市	1	1						
高松市								
松山市 高知市	1 2	17 14						
長崎市								
熊本市 大分市	3	2						
宮崎市								
鹿児島市 合 計	5 1331	1693	0	2	56	70	0	(
	1331	1093	. 0		30	70	. 0	1 "